

ト質問シタルニ

常務ハ

「株ノ賣却勸誘ニ付テハ判然承知セス株ヲ賣却ニクリトキ通運
會社ト合併ニ決定セシモノニ非ス詳細ハ社長ヨリ聴取セラレ
度シ」

ト回答シ會見ヲアレリ

七、経 過

(1) 労働者側

A. 社員ハ再三社長宛テ訪問シタルニ社長旅行中ノ爲メ面會
スルヲ得ス

B. 八月二十五日関東一級労働者組合ノ薦授ヲ受クルニ決シ
別記ノ如キビラヲ作成船中其他ニ配布セリ

C. 社員ハ會社ヲ維持不能ナラハ経営ヲ従業員ニ委任スヘシ

トノ意向ヲ有シ態度相當強硬ナルニ尚平常通り就業シツ
ツアリ

D. 八月二十七日千葉(實)縣浦安町字真間一六九六小曾福音

松方ニ爭議團本部ヲ設置セリ

(2) 事業主側

特異ノ行動ナシ

(3) 交渉状況

本月二十七日午後五時二十分ヨリ葛西村桑川水社ニ於テ若
橋社長ハ社員側田口能次郎外四名ト會見シタルカ
社員側ヨリ

1. 會社ハ通運會社ニ合併ノ噂アリ事實如何

2. 合併又ハ賣却ハ絶対反對ナレモ事情已ハ得ズ合併等ノ場
合現在ノ待遇ヲ以テ任用スル事ノ賞書ヲ交付セラレ度シ